

今後の進め方について（案）

第 1 回（本日）

- ・ 消滅時効に関する現状の整理と主な論点

第 2 回・第 3 回

- ・ 関係団体等からのヒアリング

第 4 回以降

- ・ 賃金等請求権の消滅時効期間の在り方
- ・ 年次有給休暇請求権の消滅時効期間の在り方
- ・ その他（書類の保存期間、付加金等）の関連規定の在り方

→平成 30 年夏を目途にとりまとめを行う。